

書家泉田佑子公式ファンクラブ「墨遊小路の会」 会員規約

第1条 目的

書家泉田佑子公式ファンクラブ「墨遊小路の会」（以下「当会」と表記）は、公式ファンクラブとして泉田佑子（以下「書家」と表記）を応援する会員によって構成され、様々な活動を通じて書家を応援することを目的としています。

第2条 規約

この会員規約（以下「本規約」と表記）は、当会が提供するサービスを、会員において利用する一切の場合について適用するものとし、当会に入会した会員はすべて本規約に同意していたものとみなします。

第3条 会員の定義

本規約における会員とは、当会への入会申込を行い、下記の条件をすべて満たした上、当会が入会を承認した者をいいます。

① 入会の条件

入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。

過去（入会申込をした時点を含む）にこの会員規約の違反等により、入会承認が取り消し又は退会処分とされていないこと。

年会費を指定の期日までに指定の方法で当会に入金すること。

② 入会の承認

本規約に同意し、WEB サイト入会申込フォームに記載した内容を送信することによって入会のお申し込みがされたものとみなします。

当会は入会申込者からの年会費納付の確認をもって入会の完了とします。

第4条 会員の権利

① 会員は、書家・泉田佑子に「書家・泉田佑子書作品」の制作依頼をすることができるものとします。「書家・泉田佑子書作品」とは、依頼会員の思いから、コンセプトやテーマを企画立案し、「100年後へ伝える」、世界にひとつの書作品としてまとめ上げ、額装した原本とデータ形式として提供されるものです。

② 書作品の制作は依頼内容に応じた対価が発生するとし、会員はこれを書家に別途支払うものとします。

第5条 会員への通知

当会は随時、当会の会員に対しメールおよび当会の運営する公式ウェブサイト上への表示、その他当会が適当と判断する方法により必要な情報を通知します。

第6条 会費等

- ① 会員は、入会時および次条に定める会員資格の有効期間の延長時に、次に定める年会費（以下「会費」と表記）を当会に支払うものとします。
年会費 120,000 円（税別）
- ② 入金方法は、当会が指定する方法にて入金するものとします。

第7条 会員資格の有効期間

- ① 会員資格は本登録完了日(当会が入会手続きを完了した日)を含む月の 1 日から、翌年 1 月末までを有効期限とし、当会が発行する請求書により年会費を追加入金することで会員資格を更新することができます。
- ② 会員資格の更新を希望する会員は、有効期間の満了前月 1 日から、指定日までに次年度の年会費を当会の発行する請求書等にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期間が 1 年間延長されるものとします。

第8条 会員の義務等

- ① 会員は本規約の規定、利用案内および注意事項など、当会が通知する事項を遵守する義務があり、その他、当会および書家の活動・業務を妨害する行為をしてはなりません。
- ② 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他入会申込時に当会に届け出た内容につき変更が生じた場合は、速やかに WEB サイトからの変更手続または当会への届出を行ってください。会員が届出等を怠った結果、当会からの告知等が会員に到達しなかった場合、当会は一切責任を負わないものとします。
- ③ 会員番号、公式ウェブサイトのログイン用ユーザーID とパスワードは第三者に知られないよう、十分注意のうえ管理してください。なお、会員番号、ユーザーID およびパスワードに関するすべての管理責任は会員個人にあります。管理の不備、不正な使用等により生じるすべての結果に対する責任は会員個人の責任となります。

第9条 禁止事項

当会は、会員に対し、当会の利用に際し以下に該当する行為を禁止します。

- ① 当会を通じて入手したすべてのデータ、情報、文章、音、映像、画像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、掲載、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。（当会より提供されるすべてのデータ、情報、文章、映像、発言等の著作権・著作隣接権・肖像権その他一切の権利は、当会または書家もしくは原作者者に帰属しています。）
- ② 前項に違反する行為を第三者にさせること。
- ③ 当会から会員へ告知する情報を転載及び会員以外の第三者に漏洩すること。
- ④ 書家その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。
- ⑤ 書家その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを

生じさせること。

- ⑥ その他当会の運営、会員および当会関連企業に支障を来たす行為を行うこと。
- ⑦ 上記の他、法令または公序良俗に違反する行為、会員としての品位を欠く行為を行うこと。

第10条 会員資格の喪失

当会は、以下の項目に該当する会員の資格を抹消することができます。

① 会員が退会を申し出た場合

会員は、当会からの退会を希望する場合、所定の方法にて当会に届け出るものとします。なおこの時当会は、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費および当会のサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。

① 当会の判断により強制的な会員資格の抹消

会員が規約に違反した場合、当会は事前に通知することなく会員を強制退会処分とすることができます。この場合、入金された年会費等は一切返還いたしません。また退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。

② 会員有効期間の満了

会員は、有効期間の満了日以後1ヶ月過ぎても更新されなかった場合は、会員資格喪失となります。なお、再度加入する場合は、新規加入とみなされ、再度当会への入会申込手続きを行ってください。

第11条 当会の解散等

当会は、書家の活動状況その他の事情により運営を継続しがたいと判断した場合には、当会を解散することがあります。

前項の場合、当会は、当会の定める方法により、あらかじめ会員に通知するとともに、会員に対し会員期限に応じて残存する会費を返還します。

第12条 免責

当会は、当会が会員の特定の目的に適合すること、期待する機能、価値、正確性又は有用性を有すること、会員が当会を利用することにより会員に何らかの不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

当会の利用に関し会員に生じた損害について、当会の故意または重過失に基づく場合を除き、当会はその責任を負わないものとします。

何らかの理由により当会が会員に対する損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、直近の年会費の額を上限とし、会員の付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、当会は賠償する責任を負わないものとします。

会員が当会を利用することに関連して他の会員又は第三者との間において紛争が生じた場合であっても、当会は一切関知しません。

第13条 個人情報の取り扱いについて

当会は、入会時にお名前ほかの個人情報を登録いただきます。その会員情報の利用目的は次の各号の通りとします。(会員情報の利用目的)

- ① 当会に関するお知らせを会員宛にメールにより送付すること。
- ② 当会、もしくは当会の業務委託先から、会員にとって有益であると当会が判断する情報を会員宛に送付すること。

第 14 条 個人情報の第三者提供

- ① 当会は、法令に基づく場合、「個人情報の保護に関する法律」に定める場合、適正なサービス提供の為と判断した場合を除き、当会が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当会が当会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。
- ② 収集された個人情報は、当会と機密保持契約を結んでいる協力企業によって管理・保守される場合があります。ご登録いただいた内容は厳重に管理され、登録いただいたご本人の事前の了承なく、管理者以外に開示することはありません。
- ③ 原則として会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、提供情報および登録内容などを当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容などについての開示を求められた場合、当会はこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは当会の権利や財産を保護する目的で開示することがあります。
- ④ 機密保持契約に基づいて、当会は会員情報と第三者のデータを照合することがあります。
- ⑤ 会員が自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

第 15 条 紛争の解決について

- ① 当会に関連して生じたすべての紛争、係争及びトラブルは、日本法に準拠し、対処するものとします。
- ② 当会の運営に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- ③ 話し合いによっても解決されない場合、その紛争及びトラブルの解決手続きには、事務局所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 事務局

本会の事務局は下記に置くものとします。

札幌市中央区北 1 条東 2 丁目 5 番 8 号

株式会社 H i S C 内

第 17 条 会員規約の変更等

本規約は、いつでも当会により制定改廃を含む規約・サービスの変更を行うことができます。変更事

項は当会の公式ウェブサイトに記載して告知します。

附則

本規約は2024年12月1日に制定、同日から実施します。